



★★事例2★★

お試しのつもりが定期購入に

スマホで SNS の広告を見て 500 円のクリームを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振込用紙で代金を支払った。それ以上購入するつもりはなかったのに、2 週間後にまた商品が届いた。通販業者に連絡したところ「定期購入なので商品を 5 回受け取らないと解約できない」と言われた。2 回目以降毎月 8000 円もかかる定期購入だとわかっていたら申し込まなかった。解約したい。



SNS の広告などを見て、安いお試し価格に魅力を感じて 1 回だけのつもりで化粧品やサプリを購入したところ、実際は複数回の購入が条件の定期購入だったという相談が寄せられています。定期購入の販売サイトでは、低価格であることが強調されている一方で、契約条件や解約方法などの表示が小さかったり、注意深く読まないで契約内容を認識しづらくなっています。

また定期購入だとわかって申し込んだ場合でも「いつでも解約可能」と書いてあったのに、電話が繋がらなかったり、解約方法が電話やメッセージアプリに限定され、解約手続きが出来ないと言ったトラブルもあります。

★ワンポイント★

ネット通販は通信販売なのでクーリングオフ制度は適用されません。

注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入の場合、継続期間や支払い総額などの契約内容、解約・返品の方法と条件をしっかりと確認しましょう。

★特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。